

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十八号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の三」を「第八条の四」に改める。

第一章第二節中第八条の三の次に次の一条を加える。

（合議を受ける者が不在のときの処理）

第八条の四 第六条及び前条の規定は、第四条（会計管理者及び会計課長の職にある出納員に係る部分を除く。）、第五条（第二号を除く。）及び第七条の二の規定により合議を受ける者が不在のときの処理について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、第四条又は第五条第一号の合議に係る事項について財政課長が不在の場合においては財政課政策監（財政課政策監が不在のときは、当該事務を担当する班長）に、同条第四号の合議に係る事項については次長又は警務部長が不在の場合においては主務課長又は警察本部の会計課長に、それぞれ合議することができる。

第十二条の表企画振興部の項中「企画振興部」を「あきた未来創造部」に、「総合政策課長」を「あきた未来戦略課長」に改める。

第十三条第一号の表企画振興部の項中「企画振興部」を「あきた未来創造部」に、「総合政策課総務班長」を「あきた未来戦略課総務班長」に、「総合政策課長」を「あきた未来戦略課長」に改め、同条第二号の表企画振興部の項中「企画振興部」を「あきた未来創造部」に、「総合政策課」を「あきた未来戦略課」に改め、同条第三号の表企画振興部の項を次のように改める。

企画振興部	市町村課に属する職員のうちから知事が命ずる者	政治団体に係る少額領収書等の写しに係る写し又は収支報告書等の写しを交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員
-------	------------------------	--

		の事務
		審査請求等に係る提出書類等の写し等を交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務

第十三条第三号の表企画振興部の項の次に次のように加える。

あきた未来創造部	あきた未来戦略課に属する職員のうちから知事が命ずる者	あきた未来戦略課長の職にある出納員の事務
	地域の元気創造課に属する職員のうちから知事が命ずる者	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の事業報告書等の写し又は同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人（同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人を含む。）の役員報酬規程等の写しを交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務

第十四条を次のように改める。

（合議を受ける会計管理者等が不在のときの処理）

第十四条 第十条の二及び第十一条の規定は、第四条（会計管理者及び会計課長の職にある出納員に係る部分に限る。）及び第五条第二号の規定により合議を受ける会計管理者及び会計課長の職にある出納員が不在のときの処理について準用する。

第九十六条第二項第三号中「給与係長」を「給与係の課長補佐又は係長」に改める。

第二百二十三条第三項中「出納員」の下に「及び前二項の合議を受ける者が不在のときに合議を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第十一条の規定は、第二項の規定により合議を受ける者が不在のときの処理について準用する。

別表第一企画振興部の項中「各室長」を「被災者受入支援室長」に改め、同項の次に次のように加える。

あきた未来創造部	あきた未来創造部長	各課長	各室長
----------	-----------	-----	-----

別表第一観光文化スポーツ部の項中「あきたびじょん室長」を削り、同表産業労働部の項中

各課長

	を	各課長	輸送機産業振興室長
--	---	-----	-----------

に改める。

別表第二企画振興部長の項中「企画振興部長」を「あきた未来創造部長」に改め、同表健康福祉部長の項中「保健福祉センター」を削り、「女性相談所」を「精神保健福祉センター、女性相談所」に改める。

別表第二の二中第百六十五号及び第百六十六号を次のように改める。
百六十五及び百六十六 削除

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。